

令和 5 年 度

定期監査結果報告書
(第 3 次)

市 産 業 環 企 農
業 委 員 会
民 經 済 部
境 業 局
部 部 局
事 務 局

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和５年度第３次）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 市民部、産業経済部、環境部、企業局、 農業委員会事務局

3 監査の実施期間

令和 6 年 2 月 9 日（金）から令和 6 年 4 月 22 日（月）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和 5 年 12 月末日現在

物品、現金等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和 5 年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

【監査項目】

一般会計

（市民部）

[歳入]

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 税証明手数料 | (税務課) |
|---|--------|-------|

[歳出]

- | | | |
|---|---------------|---------|
| 2 | 税務総務費 | (市民生活課) |
| 3 | 住基ネット関連事務費 | (市民課) |
| 4 | 賦課徴収費(その他委託料) | (納税課) |

(産業経済部)

[歳入]

- | | | |
|---|----------------|---------|
| 1 | スタートアップセンター使用料 | (産業振興課) |
|---|----------------|---------|

[歳出]

- | | | |
|---|---------------------|--------------|
| 2 | 商工総務費 | (産業経済総務課) |
| 3 | 観光振興支援事業費 | (観光おもてなし課) |
| | (1) 桜まつり等関係費 | |
| | (2) 夏まつり補助 | |
| | (3) 夏まつり安全対策強化事業費補助 | |
| 4 | 九州新幹線関連渇水対策費 | (農林水産課) |
| 5 | 産業団地開発推進費 | (新産業団地整備推進室) |

(環境部)

[歳出]

- | | | |
|---|---------------|---------|
| 1 | 清掃総務費 | (環境総務課) |
| 2 | 測定局管理費 | (環境保全課) |
| 3 | 地域等リサイクル促進事業費 | (環境業務課) |
| 4 | 東部環境センター管理費 | (環境施設課) |

(農業委員会事務局)

[歳出]

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 農業委員報酬 | |
|---|--------|--|

後期高齢者医療特別会計

(市民部)

[歳入]

1 後期高齢者医療保険料

(保険年金課)

水道事業会計

[支出]

1 旅費

2 前渡金の管理

公共下水道事業会計

[収入]

1 公共下水道受益者負担金の算定・徴収事務

【個別指摘事項】

一般会計

(産業経済部)

1 観光振興支援事業費

(観光おもてなし課)

本事業は、本市の観光資源を活用した事業を実施する団体に対して、補助(負担)金を交付する事業であるが、各事業の補助(負担)金の額は上限額が定められ、定額補助(負担)とはなっていないにも関わらず、事業費の額が予定より減少した場合でも、市の補助(負担)額は変わらず、主催者側の負担だけが減少している。

各補助(負担)金の申請時に、交付対象経費の積算内訳が精査されていないため、実績報告時に実績額の精査ができず、定額補助(負担)となっている状況にある。

改めて補助(負担)金の積算根拠の精査や、市と主催者側との負担割合等の整理をされたい。

以下は個別の事業に対する指摘事項である。

(1) 桜まつり事業

令和4年度事業(開催期間令和5年3月21日から4月7日まで)に対して、負担金を支出しているが、実施報告書に添付されている決算書には、負担金の対象外である令和5年4月1日以降の経費及び交付決定前の支

出分が含まれており、令和４年度負担金に過払いが生じていることから、速やかに返還を求められたい。

（２）「臥龍梅」観梅事業

令和４年度分の負担金の交付に係る事務処理について、地方自治法第208条第２項に定める会計年度独立の原則に反し、予算の繰越しを行うなど必要な手続きを取ることなく、令和５年度分予算で支出していた。

改めて事務処理の手順を確認するなどし、再発防止に努められたい。

（３）夏まつり安全対策強化事業

補助事業実績報告書（様式第３号）には、「３補助事業の実績別紙のとおり」とされているが、提出された総会資料では安全対策強化事業の実績は確認できない。補助金の使途については、適切に目的に応じて使用されているか十分に精査されたい。

公共下水道事業会計

１ 公共下水道受益者負担金の算定・徴収事務

大牟田市企業局会計規程にある収納金引継書（第１９条関係）及び現金領収帳受払簿（第２０条関係）は確認できなかった。

また、大牟田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第１７条に規定する以下の様式は別に定めるとされているが、定められていない。

- ・下水道事業受益者負担金賦課保留申請書
- ・下水道事業受益者負担金賦課保留決定通知書
- ・下水道事業受益者負担金賦課保留地賦課通知書

規程等に沿った様式を整備するとともに、適正な事務処理に努められたい。